

西海市教育委員会（令和6年第3回定例会）会議録

期 日：令和6年3月26日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 崇、森下 直也

（書記） 係長 横尾 泰則

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 平田 真希子

社会教育課 課長 作中 修

課長補佐 浦崎 光芳、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第3回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

令和6年度当初予算記者発表

第2回西海市文化財保護審議会

第2回部活動の地域移行あり方検討委員会

西彼農業高校卒業証書授与式

鶴南特別支援学校高等部西彼杵教室卒業式

令和6年第1回定例市議会

平島小中学校卒業式

大崎小学校卒業式

西彼杵高等学校校のバレー部女子寮の落成式

5. 議事

日程第1 「議案第16号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」

○教育長

日程第1 「議案第16号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。
提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第16号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」になります。提案理由ですが、委員の退任に伴い、欠員が生じたためスポーツ基本法第32条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの残任期間とするものです。

今回、新たにスポーツ推進委員として委嘱するのが、番号1番山崎委員、番号13番野田委員になります。西彼地区でソフトボールを主に活動されている方、大島地区でテニスを主に活動されている方2名の委嘱という形になります。

○教育長

ただいま、議案第16号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第1 「議案第16号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 「議案第17号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画の策定について」

○教育長

日程第2 「議案第17号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第17号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画の策定について」提案理由ですが、国指定史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画を策定するため、西海市史跡同遺跡保存活用計画策定委員会より答申を受けた保存活用計画について、別紙のとおり提出するものです。議案書の裏面になりますが、計画策定委員会の委員長である下川立彌委員長からの

答申書になります。2枚目からが保存活用計画になります。保存各活用計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、目次をご覧になっていただければよろしいでしょうか。本計画の構成ですが、第1章に計画策定の目的から、第12章、経過観察まで、こういった章の構成をさせていただいております。次に1ページ、1番下のほうに四角囲みの下のほうに記載をしておりますが、本計画は、ホゲット石鍋製作遺跡の調査研究成果に基づき、本質的価値を把握し、その価値を次世代に伝えるための保存と効果的な活用のための整備の基本方針を定めることを目的としています。次に3ページをお開きください。保存活用計画の策定委員会の委員構成を中段に記載をしております。委員長が活水女子大学特別教授の下川立彌委員長で、副委員長が本市文化財保護審議会委員の岸本徹也委員に参画をさせていただいております。また、下段のほうに記載をしておりますが、本計画の策定に当たって、オブザーバーとして文化庁の担当の調査官、あるいは県の教育庁学芸文化課担当の保護文化財保護主事に参画をいただいている状況です。

次、4ページ裏面をご覧になっていただければよろしいでしょうか。4ページ、策定委員会の開催日時ということで記載をしております。第1回目令和4年10月21日に諮問をさせていただいております。併せて、保存活用計画の第1章から第3章の協議とともに現地の確認をしていただき協議をいただいているところです。2回目、3回目、4回目は記載のとおりで協議をいただき、第5回目令和6年2月9日ですが、計画の答申案を最終的に確認したという状況になっております。

5ページをご覧になっていただきたいと思います。本計画の答申に当たってパブリックコメントも実施をしております。期間につきましては、本年2月21日から3月5日までということで、パブリックコメントを実施しましたが、特にご意見等はございませんでした。

本計画の対象期間ですが、5ページ1番下に記載をしております。本計画の対象期間は令和6年4月1日から令和16年、3月31日までの10年間の計画というふうな形になっております。以上、保存活用計画の概要についての説明ですが、計画自体はページ数で102ページにわたるといことで、これ以降の説明については省略をさせていただきたいというふうに思います。

○教育長

ただいま、議案第17号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第2「議案第17号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第18号 令和6年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」

○教育長

日程第3 「議案第18号 令和6年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第18号 令和6年度教育委員会所管の大型事業に係る事業計画について」です。提案理由ですが、令和6年度の教育委員会所管大型事業について別紙のとおり計画し、実施しようとするものです。1ページ下段に参考条文を記載しております。具体的な大型事業については、それぞれ教育総務課、学校教育課、そして社会教育課所管分ということでまとめております。内容については、各課長より説明させていただきたいと思っております。

○教育総務課長

それでは、2ページ目教育総務課所管分になりますが、まず1点目、教職員住宅の解体事業になります。崎戸地区にあります栗坂アパートの解体工事になります。これは令和6年度が設計、令和7年度に工事を行うような予定にしております。令和6年度の予算については、350万程度の予算になっております。建物が昭和55年に建設をされておまして、4戸のアパートになっておりますが、令和3年3月末日をもって、教職員住宅としての廃止を行っているアパートになります。2点目です。大瀬戸小学校施設整備ですが、大瀬戸小学校の校舎の改修事業を計画させていただいております。大瀬戸小学校につきましては昭和46年に建設がされている校舎になります。令和6年度につきましては、設計で予算額約1,000万の予算を計上しているところで、内部、外部、屋上防水、電気設備機械設備等が老朽化しておりますので、令和6年度に設計を行い、令和7年度に工事を実施していきたいと考えております。3点目、夫崎・西海小学校の施設整備につきましては、屋内運動場、体育館の改修工事になります。これにつきましては令和6年度に設計をして、令和7年度に工事を実施してまいりたいと思っております。内部、外部、屋上の改修等を考えております。令和6年度の予算としましては約500万程度を予算計上させていただいております。それから、小学校屋内消火ポンプ改修事業につきましては、大崎小学校、大瀬戸小学校の消火ポンプユニットの交換になります。腐食箇所があるなど動作不良等が生じておりますので、6年度に設計工事まで1年の間に実施をしたいと思っております。予算規模としましては1,150万程度を計上させていただいております。教育総務課の大型事業につきましては以上です。

○学校教育課長

それでは学校教育課所管分について説明をさせていただきます。事業名は大島学校給食共同調理場解体事業です。施設は大島学校給食共同調理場となりますが、この建物は昭和59年に建築された建物で、経過年数38年と、老朽化が進んでいるというのが一つの理由です。また、もう一つの理由は、現在この調理場が建っている土地が大島造船所と契約を交わしている状況であり、その契約期間が令和7年3月17日までとなっております。令和6年度に設計、それから令和7年度に工事監理という流れをとっております。令和6年度の予算につきましては、265万円ほどの予算をとって設計ということで考えております。以上です。

○社会教育課長

社会教育課所管分のご説明をいたします。まず、大瀬戸総合運動公園遊具更新事業ですが、大瀬戸総合運動公園の広場へ遊具を設置するものです。インクルーシブ遊具ということで、一つの遊具で子供たちが一緒に遊べるということで、4人ぐらいの座席がある回転遊具、それとサポートつきバケットが一つ付いて、全部で3連のブランコを設置する予定で1,000万円余りを計上しております。それから西海スポーツガーデンテニスコート移設事業ですが、現在西海スポーツガーデンテニスコート、それからその周辺の駐車場を用地として、防災食育センターの建設が予定されておりました、これが令和8年度の着工という予定になっておりますので、テニスコートを別の場所に移動して整備を令和7年度中までに完成をさせたいということで、来年度設計、令和7年度に工事ということで、来年度は800万円余りの予算を計上いたしております。3番目の社会体育施設トイレ洋式化事業につきましては、大瀬戸総合運動公園体育館のトイレの洋式化に取り組むもので、令和6年度は設計業務委託、令和7年度に工事をするという予定で、令和6年度は200万円余りを計上いたしております。現在15ある和式の便器を8基洋式化して、4つは和式として残し、スペースの関係で3つ減るといような工事の内容を予定しております。社会教育課の分は以上です。

○教育長

ただいま、議案第18号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第3「議案第18号 令和6年度教育委員会所管の大型事業に係る事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第19号 行政財産の用途廃止について（平島公民館）」

○教育長

日程第4「議案第19号 行政財産の用途廃止について（平島公民館）」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第19号 行政財産の用途廃止について（平島公民館）」です。提案理由ですが、令和5年度末をもって休校となる平島小中学校施設を活用し、公共施設を複合化する平島公共施設複合化整備事業の一環として、老朽化した平島公民館を平島小中学校に移転することに

に伴い、行政財産の用途廃止を行うものです。具体的な財産ですが、平島公民館で場所が崎戸町平島830番地1、面積が338㎡延べ床面積となっております。鉄筋コンクリート造での二階建てになります。建設されたのが昭和51年ということで、建築後48年程度経過をしております。備考のところに記載をしておりますが、平島出張所兼住民センターを同じ建物に併設をしているという形になります。次の3ページをお開き頂いてよろしいでしょうか。平島公民館の平面図を記載しております。左側1階、右側2階ということで、1階に事務室というところは出張所で活用しているスペースになります。ほかの施設については公民館機能を有する、また、住民センターの機能を有するような形状となっております。2階につきましては、和室となっております。平島公民館のイメージが湧かないところもあろうかと思しますので、本日は議案第19号関係資料として、施設の外観の写真を配布させていただいております。提案理由としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第19号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第4「議案第19号 行政財産の用途廃止について（平島公民館）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第20号 教育財産の用途廃止について（平島小学校多目的ホール）」

○教育長

日程第5「議案第20号 教育財産の用途廃止について（平島小学校多目的ホール）」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第20号 教育財産の用途廃止について（平島小学校多目的ホール）」の提案理由ですが、平島にある出張所の老朽化の進行に伴い、住民生活の利便性の向上や公共施設の効率的な維持管理及び運営を図る公共施設複合化の一環として、当該教室の活用を希望する崎戸総合支所へ所管替えるため、教育財産としての用途を廃止しようとするものです。財産の区分につきましては、平島小学校の校舎の多目的ルームの一部になります。場所については記載のとおりです。面積が24㎡、構造としては木造というふうな形になります。建設が平成21年7月で築15年経過をしております。この平島公共施設複合化整備事業につきましては、2月の定例会においても、その内容のご説明をさせていただいたところになるかと思いま

す。その中で今回廃止をする部分については、黄色で囲んでおります。出張所というところの24㎡を教育財産から他の行政財産に所管変更するというふうな形で、教育財産の用途廃止ということで提案をさせていただいているところです。なお、緑で囲んでいる診療施設部分については、その準備ができた段階で、改めて議案について提案をさせていただきたいというふうに思っているところです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第20号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

運用の形についてちょっとお伺いしたいですけれども、先ほど前の議案でありましたように、公民館施設が廃止になるというところで、今後、住民の方は複合化された公共施設を使われることになるのですが、出張所の部分が公民館事務所の部分を教育財産から一旦外すということです。住民の方が、ここで公民館使用されるとなると、ここにあります校長室とか職員室以外の多目的室を使うということになるのでしょうか？その使用のイメージというのをちょっと教えていただければと思います。

○教育総務課長

3ページの図面を見ていただいていますね、青の破線で覆われているところ、赤の実線との重複しているところを公民館施設として住民の方に使用をしていただくような形になります。その場合は、教育財産の目的外使用ということで、利用していただくような形で考えておまして、もし、学校が再開した場合には、そのまま学校施設として使えるような形での対応をするという形で考えております。

○社会教育課長

学校施設の使用の対応としては目的外使用ということで、その中で公民館、社会教育目的として使う場合は、先日、成立をいたしました西海市立学校施設使用条例に基づきまして、現在の公民館の使用をする状態と同じような負担で使用できるように整備しております。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第5「議案第20号 教育財産の用途廃止について（平島小学校多目的ホール）」

は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第21号 西海市指定天然記念物の指定の解除について」

○教育長

日程第6 「議案第21号 西海市指定天然記念物の指定の解除について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第21号 西海市指定天然記念物の指定の解除について」解除を予定している記念物については、表でまとめております。名称が「鳥加郷のユーカリの木」へ本数としては1本。構造等の特徴については、幹回りが約3m、所有者の氏名または名称については「鳥加郷の所有」。所在の場所につきましては「西海市西彼町鳥加郷493番地2」。解除しようとする文化財の種別は「天然記念物」という形になっております。提案理由ですが、西海市文化財文化財保護条例第30条第1項の規定により、鳥加郷の所有の西海市指定天然記念物の指定の解除について、西海市文化財保護審議会に諮問したところ、指定を解除すべきとの答申があったため、西海市指定天然記念物の指定を解除しようとするものです。なお参考条文につきましては1ページから2ページに記載をしております。

3ページにつきましては、本議案可決頂いた後の告示文を参考までに記載をしております。ご覧になっていただきたいと思っております。

次、4ページをお開きください。この天然記念物の指定の解除に係る諮問につきましては、本年の臨時教育委員会ですね、一旦、審議をしていただいた内容になります。それに基づいて、文化財保護審議会のほうで検討していただいております。2月28日付で解除についての答申が出されておりますので、その写しを添付させていただいております。具体的な天然記念物につきましては、5ページに写真を掲載しておりますので、確認をしていただければというふうに思います。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第21号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第6 「議案第21号 西海市指定天然記念物の指定の解除について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第22号 西海市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第7「議案第22号 西海市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第22号 西海市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由ですが、指定学校ごとに置かれる協議会の委員数について、委員数を明確にするため、所要の改正をしようとするものです。

具体的な内容につきましては3ページの新旧対照表に基づきご説明をさせていただきたいと思っております。旧規則第7条に協議会の委員は15名以内というふうな規定があります。この協議会については、それぞれの指定学校ごとに置かれますので、7条を指定学校ごとに置かれる協議会の委員の数は15人以内というふうな明確な形で規定をするという改正を予定しているところです。

4ページをお開きください。今回の規則改正の制定に関するポイントになります。ポイント1として、今回の一部改正の内容ですが、先ほどご説明したように、第7条において「協議会の委員は15名以内」と明記をしているところですが、実態に照らし、指定学校ごとに置かれる「協議会の委員の数は15人以内」に改正をするものです。一部改正の理由につきましてはポイントにまとめております。第7条において協議会の委員は15名以内と明記をしておりますが、実際には、災害時が指定する学校運営協議会を置く学校は、令和5年度8校あり、委員として委嘱を受けた協議会の委員は全体で103名であります。そのため規則の内容と実態を照らし、整合性を図るため、所要の改正をするものです。この規則につきましては公布の日から施行する予定となっております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第22号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第7「議案第22号 西海市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第23号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第8「議案第23号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」

て」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第23号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」になります。提案理由ですが、学校給食を受ける者を明確にし、学校給食費の額の根拠について、実態に応じて標準単価に標準回数に乗じて得た額とするとともに、納付手続及び納付期限を改め、充当及び還付の規定等所要の改正を行うものです。

2ページ以降が、規則の改正案になりますが、まず、11ページをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。11ページに改正のポイントとし、まとめております。まず、ポイント1として定義の制定になります。学校給食、学校給食費、保護者、市立学校教職員、等標準単価、標準回数について、本規則における用語の意義が規定されていなかったため規定するものです。ポイント2として、学校給食費負担者の明確化ということで、学校給食費を負担する負担者について明確にしております。ポイント3学校給食費の標準単価等の新設、これまで月額としていた学校給食費について、1食当たりの標準単価へ変更し、標準回数を定めるものです。なお、月額徴収額、これにつきましては概算額として規定をしておりますが、月額徴収額については、別表にて規定し第11期年度の際、最終月で調整することとしております。ポイント4学校給食費の充当及び還付規定の追加。これまで規定されていなかった学校給食費の過誤納金の処理について、未納等への対応を確実に実施できるよう明記をしております。この規則につきましては、本年4月1日から施行する予定としております。運用上、このような形でやってきたところを明文化するというふうな形で、今回、改正をするということになります。

次に戻っていただきまして、6ページ新旧対照表をご覧になっていただきたいと思えます。実際の改正規則については、改正内容、追記内容が多岐にわたりますので、この新旧対照表に基づいて説明をさせていただきたいというふうに思えます。まず、この規則の趣旨について第1条で規定しているところですが、これにつきましては、法に基づいて、学校給食費を徴収するという形の改正内容とさせていただいております。

新たに第2条定義ということで、先ほど説明したように、学校給食から標準回数まで、どういったものを言葉の定義とするのかということの規定させていただいております。

第3条においては、学校給食費の負担ということで、具体的に学校給食費を負担する者を規定させていただいております。

次に第4条、ここに学校給食費の標準単価等ということで、標準単価と標準回数、を乗じて得た額が学校給食費というふうな形で規定をしております。具体的に毎日の学校給食のメニューを考える際、この単価で計算をして、メニュー作りを栄養職員等が行っております。そういった実態に応じた形の改正内容とさせていただいているところです。この第4条に第2項、第3項を追加しております。

8ページをご覧になっていただきたいというふうに思えます。第2項については、実際の今年度の学校給食費の単価を具体的に明記しております。小学校においては250円、中学校においては300円という規定になっております。これを、年月額で換算しますと4,200円になるのですが、やはりその毎月の学校行事等で毎月の実際の給食費、食材費は変更になります。そういったところで、月額でしていたところは、1食ごとの単価及びその回数で給食を提供

する回数というふうな形で、実際の単価に基づいた給食費を負担していただくというふうな形の考え方に変わっていったところです。

次に第5条で学校給食費の納付ということで記載をしておりますが、これまで8月分を除く毎月徴収をしておりました。例えば4月分であれば5月の5日までに納付するという規定にしていたところですが、金融機関等の口座振替等の状況等を実態に合わせるというふうな形になりますと、翌月10日で期限を設定したほうが運用上もよく、未徴収を少なくできるというところがありましたので、期限についても改正をしているところです。

次に第7条ですね、学校給食費の充当及び還付というところを新たに設けて、実態としては充当処理還付処理を行っていたところですが、そこについては明文化するというふうな形にしております。

新たに別表を設けております。第5条関係として、第1期から第11期まで毎月10日までに納付をしていただくということで、期限を設定しております。第11期については、第1期から第10期まで納付をしていただいた給食費と、その学校行事等で給食を停止した日数等を相殺した金額で負担していただくという形に変えているところです。実際は3月に調整月として、保護者の方に文書等で連絡をして、給食費の増減について通知をしているところですが、その部分についてはさせていただくというふうな形にしております。

今回この給食の徴収規則につきましては、本土部で適用するというところで、離島地区の小中学校については、教育委員会で別に定めるという規定も盛り込んでいただいているところです。

提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第23号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

規則の改正については、しっかりとした根拠で定められたということで、特段異論はないのですが、ちょっと関連してお伺いしたいのが、長崎大学の先生で、子供食堂を中心に研究されていらっしゃる先生と、長崎県の子供食堂ネットワーク経営協議会との会議があり、そちらの代表の方と意見交換する機会がありました。長崎県の場合、かなり貧困の家庭があり、特に子育て家庭が非常に多く、全国と比較しても、所得レベルも低いということもあって、先生の調査では沖縄よりも低いといったような状況です。今後、「社会が貧困の子供さんや家庭を支援できるのか」という中で、西海市においても、取組がなされているところです。そこでちょっとお伺いしたいのが、近隣の市では、学年に限って「無償化がスタートする」こともありますし、国としても、小中学校の給食無償化の検討もされているみたいです。それに関連して西海市としての考え方や調査研究というところをちょっとお伺いしたいと思います。

○教育次長

実際、学校給食費を県内においても完全無償化をする自治体があり、例えば佐世保市においては、中学校3年生を無償化するというふうな動きがあります。県内でも、4つ5つぐらいそういった無償化の動きがあります。無償化はしないまでも、その食材費等も高騰しておりますので、その高騰分だけの支援をするというふうな自治体もあるところです。これまで

西海市においては、コロナ交付臨時交付金を活用して、物価高騰分、7%ぐらいの高騰分について、令和5年度まで補助をしたという形になります。具体的には10月の給食費があがっている分を補助して、例えば毎月、4,200円負担をするところに1,000円でいいというふうな形で支援をしているところです。そのような国からの支援があって出来たような形は小中学生の児童生徒数を考慮するとなかなか困難であり、支援というのは財政上も厳しいという状況になっております。それとは別に、西海市独自の支援策として、多子世帯への支援として、第三子以降の児童生徒の給食費については補助をして、無償化をするという取組を、引き続き来年度においても行うような形で考えております。委員がおっしゃるように、ほかの自治体も含め、子育て支援ということで、学校給食費の無償化の動きがあり、あるいは無償化まで行かなくても補助するような動きが、県内各自治体の状況であります。西海市においても、どのような形でできるのかというのは今研究をしているところです。一方、その食材費が、もう先ほど言った7%以上に今実際高騰しているような状況です。そういった支援や負担の在り方を含めて、今研究をしているところで、できるだけ早い段階で結論が出せないかということを検討しているような状況です。具体的なところは、今申し上げられる段階ではありませんが、以上のような状況になっております。

○北島委員

ありがとうございます。貧困家庭となると、全体の十三、四%、実態でいうと1クラスに1人とか2人とかおられるケースもあると思います。そうした部分的な支援というところは、当然ですが、やはり「子育てに優しいまち」というか「まちづくり」というところで、特に人口流出であり、人口減少が激しくなる西海市においても、そういった施策の検討も積極的にしていただくと「子供を育てやすいまちづくり」になるのかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長

ほか質疑はございませんか。

○武宮委員

お尋ねしたいのですが、現状「この給食費で収支のバランスというのは、この額でうまく取れているのかどうか」ということと、あと、この規則の改正によって「給食費の額と根拠が、明確に示される」と思うのですが、何か「保護者へどのような形で伝わるのかどうか」というのをお尋ねしたいです。

○教育次長

はい。まず1点目のですね「この給食費の食材費で、実際、収支がとれているのか」というところですが、現状大変厳しいです。本来であれば「給食費自体を値上げしたい」ところではあるのですが、やはりその負担をしていただくご家庭の状況など、そういった状況も見えておりますので、中々あげたいのはやまやまなんですけど、今の「現状でどうにかやりくりできないか」ということで、今年度についても栄養教諭を中心に、メニューにおけるその材料の選択ですね、そういったところも含めて、対応していただいているところです。また、パン食と白米飯の比率についても、そこで大きく食材費が変わるケースがありますので、そういったところも含めて検討していきたいというふうに思っているところです。

次に保護者への周知ですが、来年度も始業式の段階で、各学校を通じて保護者の方には、それぞれの地区の給食センターからお知らせをするような形で計画をしているところです。以上です。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第8「議案第23号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第24号 西海市立学校施設使用条例施行規則の制定について」

○教育長

日程第9「議案第24号 西海市立学校施設使用条例施行規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第24号 西海市立学校施設使用条例施行規則の制定について」になります。提案理由ですが、令和6年第1回西海市議会定例会にて、西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、関連する西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例施行規則の改正を行うものです。

2ページ、3ページが条例改正案になります。現行の西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例施行規則があるのですが、これの全部を改正するという形になっております。規則の名称につきましても、西海市立学校施設使用条例施行規則というふうな形になります。

この規則案につきましては、第1条に趣旨、第2条に使用許可の申請、第3条に特別の設備、第4条に使用許可、第5条が使用許可の制限、第6条、権利譲渡の禁止、第7条使用料の減免、第8条、使用時間の制限、そして、規則案では第11条となっております。ここを申し訳ございませんが、第9条に訂正をお願いしたいと思います。訂正の上、ご審議していただきたいと思います。4ページ以降が、この規則で制定を予定している様式になります。改正の理由につきましては、先ほど説明したとおりです。

主な変更点につきましては、ポイント2としてまとめております。学校体育施設の利用に限定された規則だったものを、条例改正に合わせ、学校体育施設以外を含めた学校施設の使

用についての規則と変更するものです。先ほどから出ておりますように、学校施設を例えば公民館で使うというケースも考えられますので、そういった広い形で使えるようにしております。今回の改正に伴って使用者への影響というところにつきましては、今までと変更がないような形にしております。施行時期につきましては、条例が施行される5月1日からということで、それに合わせた内容としております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第24号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

規則名が西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例施行規則であり、これを改正するとされておりますが、新たに西海市立学校施設使用条例施行規則を制定するわけですね。それでは改正されるその前の規則は無くなるということですか。

○教育次長

一部改正であれば、改正した内容が規則に溶け込むというふうな形になるかと思いますが、今回は、全部改正ということで、おっしゃるように前の規則自体が無くなって、改正後の規則が新たに生まれるというふうに理解されたほうが分かりやすいかと思います。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第9「議案第24号 西海市立学校施設使用条例施行規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第25号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第10「議案第25号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第25号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由ですが、学習支援員の報酬額を改定することに伴い、西海市教育委員会、会計年度任用職員の任用等に関する規則中、時間額について所要の改正をしようとするものです。

2ページをお開きください。2ページに規則の一部を改正する規則の案を掲載しております。学習支援については時間給で支給をしております。改正後が1時間当たり1,010円という規定にさせていただいております。

3ページに新旧対照表をまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。今回改正をするのは、別表に、職種または職名ということで記載をしておりますが、このうち学習支援員の改正前が910円であったところを1,010円に改正をするという形になっております。

4ページ、改正のポイントをまとめております。ここについてはその額の根拠をまとめているところです。今回の改正の理由ですが、学習支援の報酬額につきましては、平成26年度の創設当初910円というふうな形で設定がされ、学校図書館運営補助員より160円高い報酬でありました。ただし、長崎県の最低賃金改正に伴って、学校図書館運営補助員の報酬額が改正され、昨年10月の改正では、改正後報酬額は10円のみ上回る状況となっております。

小学校17名、中学校は教育支援センターに1名それぞれ配置をしております。学校支援員については、小・中学校等における要支援児童生徒の生活身体介助学習等の支援を行っておりますが、対応を要する児童生徒は年々増加傾向にあり、支援内容も、個々の特性に応じてより丁寧な対応が求められているという現状があります。業務遂行の困難度が増している現状に鑑み、業務負担に見合う報酬額へ改定をしようとするものです。

これまで説明をした理由について、学習支援員と学校図書館運営補助員の比較ということで表にまとめております。当初160円の差額があったものが、昨年10月に10円の差額になり、今回、110円の差額というふうな整理をさせていただいているところです。報酬額の算定根拠ですが、平成26年に創設した当時の教育職給料表をもとに算定をしております。同様に教育職給料表についても、毎年度見直しがされております。教育給与教育職給料表、1級1号給の月額16万4,400円を根拠にしております。これを1時間当たりの報酬額として計算をしますと、1,000飛んで10円というふうな形になりますので、この基準で、4月以降は支給をしたいというふうに考えているところです。

施行時期につきましては、本年4月1日から施行し、4月分として支給される報酬から適用する予定になっております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第25号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

今回の提案は当然だと思うのですが、私の理解としては、公務員の場合、人事院勧告があって、教育職給与表に反映されるというところだと思いますが、その対象とならないような学習支援員でということで、バランスがおかしいというところに気づかれて、今回の提案だと思います。その規定基準となるような、給与表自体が変わった段階で全ての職務職職員の方に対して、それが反映されるような仕組みとなっているのでしょうか。

○教育次長

教育委員会で、特にその学校現場で任用している会計年度任用職員につきましては、根拠が一般行政職の給料表を採用していたり、あるいは、今回のように教育職給料表を採用していたりということで、実際の業務の内容によって、そこは区分をしているところです。おっしゃるように給料表が変更されて、その際、給料表自体が改定されているような状況ではあるのですが、毎年度、このような形で変更する仕組みというのは、現在ないというふうな状況です。実際の業務の内容によって、あるいはその他の職種との比較において、やはり改善が必要であるというところは、その都度、改正をするという取扱いになっております。また、ここ2年ぐらいは、最低賃金が大幅に変わるような形になっておりますので、それぞれの業種に応じて最低賃金との比較というところも、一旦考慮するような形になっております。

○北島委員

ここ数年、賃上げってというか最低賃金が上がってきたということですが、それ以上に物価が上がってきて、実質賃金がずっとマイナスが続いているわけです。我々、民間で言うと、最低賃金が上がれば、同時に全て最低賃金で上がった分を、ほかの費用・職種にも反映しないと、そこには不公平が生ずるわけですから、一旦、それが上がった段階で全ての職務職位役職に関して、しっかりと精査をするべきだというふうに思います。その対象となる基準とが、いろいろあるのであればそこも含めてですね。特に、公務員さんの場合は、その人事勧告というものがしっかりあるわけですから「それに対処しながら整合させていく」というのがやっぱり職員を守ることとなるのではないのでしょうかね。よろしくお願いします。

○教育次長

はい、ありがとうございます。実際、会計年度任用職員を募集するというふうな形になった場合でも、その報酬額というのは一つの判断基準になっており、その人材確保という部分でもですね、その大きな課題であるところになりますので、委員が言われた内容を、今後も引き続き、その都度、精査していくような形で進めたいというふうに思っております。

○武宮委員

現状、この学習支援員さんの確保ってというのは「必要数が足りているような状況なのか」ということをお尋ねしたいです。業務遂行の「困難度が増している」という表現がありましたけど、「何か。どういった」ことが、難しくなってきているのかを教えていただければありがたいです。

○学校教育課長

それで人材の確保についてですが、令和5年度に関しては、小学校が17名で、中学校が4名で、教育支援センターに新たに1名ということで、任用させてもらいました。令和5年、令和6年も最初と同じように、人材を確保することができ、先月、面接まで終わり、任用通知を出したところでございます。今年度というところになります。そちらに書いてある内容、学習支援としては、日頃の業務の中で行っていることになります。やはり子供たちの中に、特に低学年、保育園幼稚園から入ってきた子供たちの中には、小学校に適用することに

時間がかかっており、席に座っていることができなく、教室を立ち回ったりとか、外へ出たりとか、そういったこと1人や2人ではないところもあったりするものですから、そういった面で負担があるという状況があります。その行動面だけではなく、身体的に介助が必要なお子さんもおり、医師の診断が必要な場合もあり得ます。その場合、一対一の対応となることもあります。

○武宮委員

ありがとうございます。私も学童保育をしているので非常に大変さというのは痛感しております。なかなか必要な支援の確保というのが、私たちのところでも難しいことがありますので、その辺りは、うまくいっており安心しました。ありがとうございました。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第10「議案第25号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第26号 西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第11「議案第26号 西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第26号 西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」についてです。提案理由ですが、事務分掌について明確化するため、当該規則における所要の改正をしようとするものです。

2ページから5ページまでが改正案になります。6ページ7ページが新旧対照表になりますので、ここにに基づき説明をしたいと思えます。

まず、6ページの別表のうち、学校教育課指導班の事務分掌ですが、新たに17として「学校給食調理場の整備及び維持管理に関すること」を追加しております。

社会教育課のところですが、生涯学習班文化スポーツ班、地区担当ともに、先ほどの規則

の改正にもありましたように「公民館、学校施設を公民館として使う」ところの文言の整合性を図っているところです。

8ページをご覧になっていただきたいと思います。規則改正のポイントとしてまとめております。今回の改正の主な内容については2点でございます。今後、予定されている防災食育施設の整備に取り組むため、学校教育課の事務分掌を明確化するため「学校給食調理場の整備及び維持管理に関すること」を追加しております。併せて、西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例が改正されたことに伴う改正も行っております。先ほどの議案第24号の関連で、そういったところも、併せて、改正したいと思っております。

この規則の施行時期ですが、学校教育課事務分掌の追加につきましては本年4月1日から、社会教育課事務分掌の改正につきましては、本年5月1日から施行する予定にしております。

○教育長

ただいま、議案第26号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第11「議案第26号 西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第27号 西海市教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第12「議案第27号 西海市教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第27号 西海市教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。提案理由ですが、西海市公民館の設置及び管理に関する条例、及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定に伴い、当該規則における所要の改正をしようとするものです。

2ページが一部改正の規則案になります。3ページをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。新旧対照表をここに記載をしております。旧の方第2条に、崎戸総合支所においては「学校体育施設の開放に関すること」について、事務の補助および補助執行を依頼して

いるところです。ここを条例改正に伴って「学校施設の使用に関すること」という改正をすることで予定しております。

この規則につきましては本年5月1日から施行する予定になっております。一連の条例改正に伴う、所要の改正というふうな形で理解をしていただければというふうに思います。

○教育長

ただいま、議案第27号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第12「議案第27号 西海市教育委員会事務補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第28号 西海市修学旅行特別対策事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」

○教育長

日程第13「議案第28号 西海市修学旅行特別対策事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第28号 西海市修学旅行特別対策事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」提案理由ですが、本要綱の根拠法令である新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を受け、新型コロナウイルス感染症の症状の区分が変更となったことに伴い、修学旅行の実施については、感染症流行前と同様の状況となったため、本要綱を廃止するものです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第28号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第13「議案第28号 西海市修学旅行特別対策事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第29号 西海市学校教育活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第14「議案第29号 西海市学校教育活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第29号 西海市学校教育活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。西海市学校教育活動費補助金交付要綱において、補助対象事業の廃止及び変更並びに字句の修正をしようとするものです。

2ページが、要綱の一部を改正する告示の案という形になります。

3ページ新旧対照表をご覧くださいと思います。まず、第2条で定義を規定しております。これまで市内の小学校、中学校及び高等学校の支援として組織的に行える教育活動という形で定義付けをしておりました。これを実態に応じた形で「市内の中学校を支援するために組織的に行える教育活動」という形で改正を予定しております。第3条に補助対象事業の規定しておりますが、第2号、中学、高校保護者教職員合同研修会活動費というのは、これまで補助対象として規定をしていたところですが、この活動については、現在、行われておりません。そこでこの内容を中学校体育連盟運営事業に改正をしようとするものです。

併せまして、4ページ別表がございます。別表につきましても、補助対象事業を改正前が「中学校総合体育大会」、「中学校高校保護者教職員合同研修会活動費」の二つの事業を対象にしておりました。改正後につきましては、「中学校総合体育科大会への参加に伴う事業及び中学校体育連盟運営事業」という形で規定をする予定にしております。

5ページ改正にポイントをまとめておりますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、ポイント1今回の一部改正の内容ですが、学校教育活動、市内の中学校を支援するために組織的に行える教育活動と定義づけをしております。小学校あるいは高等学校におけるそういった組織もございますが、高等学校については、基本的に県のほうで支援をする。やはり義務教育と違いますので、支援する対象にはなっていない。また、ほかの補助事業で対応ができるというふうな形で除外しております。また、小学校においても、社会教育活動などで、そういった活動を補助をしておりますので、この中がこの補助要綱で拾う必要はないということで、中学校に限定するという定義づけをさせていただいております。あわせて補助対象事業につきましては、先ほど説明したとおりになっております。今回の一部改正の理由ですが、これまで補助対象事業としていた中学高校保護者教職員合同研修会活動費、これについては、平成22年度以降、活動の実績もなく、また今後活動の見込みがない

ということで、対象事業から除外をするという形の改正内容としております。あわせて、補助対象事業の細分化をして明確にさせていただいております。

施行期日ですが、この改正の告示につきましては、告示日から施行したいというふうに考えております。ただし、この告示より改正後の第3条第2号及び別表の規定は、令和5年4月1日から適用するというように考えております。その令和5年度の事業においても、中学校の体育連盟運営事業、あるいは中学校の総合体育大会への参加に伴う事業については、実施をしておりますので、それについては遡及をして対象にするということで、明確化させていただいているところです。それでは、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第29号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第29号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第14「議案第29号 西海市学校教育活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第30号 さきとスケッチ大会事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」

○教育長

日程第15「議案第30号 さきとスケッチ大会事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第30号 さきとスケッチ大会事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」です。実行委員会組織が実施していた崎戸スケッチ大会につきましては、現在、崎戸地区公民館の主催事業として実施をしておられ、補助金を交付する必要がなくなっております。そのため当該要綱を廃止しようとするものです。

2ページに廃止する告示の案を掲載しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第30号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第15「議案第30号 さきとスケッチ大会事業費補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第31号 西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第16「議案第31号 西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第31号 西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。提案理由ですが、全国大会が沖縄で行われる場合の補助金額について、西海市文化大会等参加補助金交付要綱との整合を図るため、所要の改正及び文言の修正をしようとするものです。

4ページ5ページをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。新旧対照表としてまとめております。まず、第3条ですが、旧要綱では「選手並びに監督（1人）及び」というところを「選手及び当該選手の監督（1人）又は」というふうな形で改正をする予定にしております。併せまして、別表につきましても記載のとおり改正をする予定にしております。先ほど説明したように全国大会が沖縄で開催される際、これまで、全国大会の区分には入っていなかったところを、沖縄と県内で全国大会が行われる場合というふうな形で細分化をして明確にしようとしているところです。

6ページ、7ページを開いていただいでよろしいでしょうか。今回の交付要綱の改正のポイントをまとめております。まず、改正の理由ですが、1人当たりの補助金額について、全国大会が沖縄で行われる場合を追加し、西海市文化大会等参加補助金交付要綱との均衡を図るものです。また、第3条の改正については、監督またはコーチ、どちらか1人に対して、補助を行っており、改正前の条文では、監督及びコーチどちらにも補助ができるような条文になっていたため、文言の修正を行うものです。文化大会等参加補助金との比較ということで、スポーツ大会出場補助金、改正後の内容と、文化大会等参加補助金、そして青少年を対象とした青少年スポーツ振興補助金の比較をできるような形でまとめております。スポーツ大会出場補助金については、文化大会等参加補助金の高校生を除く18歳以上の者と性整合を基本的に図っております。併せまして、文化大会等参加補助金の18歳未満の者及び18歳以上の高校生については、青少年スポーツ振興補助金と整合を図るといような形で整理をさせ

ていただいているところです。なお、表で言いますと全国大会のうち「県内で開催をされるもの」で、一つだけ横線のところは、青少年スポーツ振興補助金で横線があるところがございしますが、次の議案で、1万円というふうな形で整理をしております。改正後にはなるのですが、1万という形で修正をしていただいた方が、理解が深まるということで修正をお願いしたいと思います。

施行期日については本年4月1日からということで予定をしております。提案理由につきましては以上でございます。

○武見委員

第3条の改正で「監督とコーチ」どちらか1人になった理由を教えてください。

○社会教育課長

はい。この要綱の制定のときの趣旨で「どちらか1人」というふうな形であったわけなんですけども、新旧対照表の9ですね、表のほうの備考の団体というところには、5ページの3、上のほうですけど、対象人数は競技人数に1人、を加えた数となっているのですが、その趣旨シートですね、文言の書き方が曖昧になお、両方出せるのではないのかという疑義が乗じたので、この際、はっきりしたいということで「1人絞った」ということです。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第16「議案第31号 西海市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第32号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第17「議案第32号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第32号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定に

ついて」です。提案理由ですが、スポーツ振興整備事業において補助対象事業の拡充を図り、補助対象者の事業実施に係る負担の均衡を図るとともに、大会出場補助金の水準について類似要綱との整合性を図るため、当該要綱の改正を行うものです。

2ページ以降が実際の告示の改正案になります。9ページまで続きます。

実際改正内容が多岐にわたりますので、まずはその改正のポイントを見ていただきたいと思います。

21ページをご覧になっていただいてもよろしいでしょうか。21ページに交付要綱の改正のポイントとしてまとめております。ポイント1 今回の改正の理由になります。3点ありますが、まず1点目です。令和4年度までは補助対象事業が、事業者が寮等の整備を行う際、その費用について本補助金の交付を受けておりましたが、当時の補助限度額が3,000万円となっており、当時、3,000万では不足するため、その不足分については金融機関からの借入金で補い、現在でも償還中であります。一方、令和5年度以降においてはこの補助限度額を単年度1億円以内に増額し、あわせて1団体への限度額を1億5,000万円以内に改正したことにより、寮の整備が行われております。このことから、不公平感が生じており、これを解消するために、今回、本補助金の交付決定を受けた後、合宿所等整備事業に係る償還金の返還に要する費用を補助対象事業に追加するものです。

2点目です。大会出場補助金について、類似の補助金との均衡を図るため、次のとおり改正を行うものです。西日本大会は九州大会の開催区分に含めておりましたが、九州外で開催する場合も想定されることから、全国大会の開催区分に移行をしております。全国大会、これは西日本大会を含んでおります。2県内の上限額を設定して、それぞれの負担に応じた金額設定というふうな形にしております。

3点目です。補助金額の算定について、端数は切り捨てることを明記するというふうな形にしております。今回の改正の主な内容で、実際、合宿所等整備事業に係る部分になります。残額がどれくらいあるのか、また補助、可能額は幾らなのかっていうところの説明をさせていただきたいと思います。これは令和4年度までに実施をした内容で、令和6年3月時点で1,735万円ほどの残高があります。そのうち1,683万円が元金相当額ということで、これについては、毎月ですね、返済をしている状況ということで聞き取りを行っております。それに伴う補助可能額ですけれども、現補助金交付要綱では1団体につき通算限度額が1億5,000万で、これに対しまして、これまでの補助通算額は、1億2,383万円交付をしておりますので、差引き2,617万円が補助可能額というふうな形になります。

次のページ、施行期日ですが、本年4月1日から施行する予定にしております。なお、補助事業者が借入金の繰上償還を予定する約定返済期日の2か月前までに補助金の交付申請を行うようですね。補助、事業者のほうには求めるような形で予定をしております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第32号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

こういった補助事業で、令和4年度のケースなのかなというふうに遡っているんですね。対応ということのを頭の中で想定しながら、高校スポーツ部の寮の建設なんだろうと思いつつからお聞きしているのですが、ちょっと少しやはり大きなお金でもありますし、具体的に個人

個別名っていうか、固有名詞を使って、ご説明していただいでよろしいでしょうか。

○教育次長

はい。具体的にですね。今回その令和4年度までの補助事業者につきましては「大崎高等学校野球部後援会」これが法人になっておりますが、そこになります。令和5年度以降につきましては、これが西彼杵高校バレー部の後援会ですね、これも法人になっておりますが、それぞれの比較というふうな形になります。令和4年度から5年度にかけて、やはり西彼杵高等学校のできるだけ支援を行い存続させるというふうな形で急遽、バレー部が創設されて、そこに寮の必要性というところがあって、建設を実際しているところです。要は令和4年度までと5年度まで、どこが違うのかっていうところになれば、やはりその単年度の補助金の額の上限になります。一方、大崎高等学校の野球部については、上限額3,000万円でしたが、実際、その必要な寮の整備費というのはですね、まだ架空の部分であった。ただ、やはりその寮を整備しないと生徒を受入れられないという状況がありましたので、そこにつきましては、法人が民間の金融機関から借入れをして建設をしております。そういったところで、今回の令和5年度の改正に伴って改正したために、やはり不均衡が生じているというふうな形になっております。ですから、その部分を是正するというので、北島委員おっしゃるように異例ではあります。ただ、あくまでこれについては、本補助金を受け借入れをした部分の返済元金ですね、これを対象にするというふうな形になっております。こういった返還金についての補助がないのかということ、ほかの市町等の状況を確認してみますと、やはり、その、例えばその福祉施設の建設事業で、その返済元金について補助に対処しているという事例もございましたので、そういったところを参考にしながら制度設計をさせていただいたという状況です。

○北島委員

ありがとうございます。ちなみに、令和4年度事業で寮建設されたところの借入金の返済っていうのは、借入れ後からスタートをしておりますので、6年3月時点の残債1,683万円の差引き部分の額は、その分は当事者負担ということになるわけですかね。

○社会教育課長

はい。これまでに償還した分といいますか、申請日から2か月を経過する分までは、自己負担で返済をしていただいて、将来返済が必要な分について補助対象とするという内容になっております。大崎高校の野球部の方では、自己負担の方は4,166万円余りで、うち3,400万円の借入れを行っておりますので、残債が1,600万円ですから、1,800万円は返済されているわけです。その分に対しては補助対象じゃなくて、事業者の負担という形です。

○北島委員

申請日から2か月を経過する分以降のついてのみ遡って補助をする。今後、未来に支払うお金を補助されるわけですからね。そういう理解でよろしいですかね。

○教育次長

はい。あくまで補助金として交付をしますので、過去に実際、例えば返済をした金額に対して、それを補助対象にするというのは、法令上も、理由がつかないというか、説明がつか

ないところがありますので、返済をした元金ですね、利息についてもですね、あくまで事業者負担というふうな形で整理をしておりますので、今後の元金について、補助対象とするということで、一定の均衡化を図るというふうな形で考えているところです。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第32号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第17「議案第32号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第33号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第18「議案第33号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第33号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」です。提案理由ですが、西海市教育委員会研究委託事業実施要綱において、令和6年度の研究委託の内容に基づき、要綱と研究内容との整合性をとるため、所要の改正をしようとするものです。

2ページが訓令の案になります。具体的な説明は、3ページの新旧対照表に基づき説明させていただきます。第1条にこれまで趣旨ということで、この訓令の趣旨を規定されておりました。9のところを見ていただきますと、校内研究体制の充実というのが一つ。学習指導方法の改善というのが一つ。それと、西海市教育委員会において定めた西海小中学校適正配置実施計画に基づく学校統合に資する教育課程及び校務の調整が三つ目ですね。このような形で、大きく三つの柱のことについて研究委託をするというふうな形の規定づけがされておりました。改正案については、第1条において、趣旨を総則的な形の規定に改めております。具体的にどういったものを対象にするのかというのは、これまで1条で規定していたところを具体的に第2条事業というところで規定をするというふうな形で考えております。新たに4号として、校務の効率化に関する実証的研修研究というものを新たに追加するというような形で、整理をさせていただいております。

5 ページ、改正のポイントをご覧になっていただきたいと思います。今回の一部改正の内容ですが、先ほど説明したように、第2条において研究領域を列記して規定をしております。それを踏まえ、本要綱の規定内容の内容を要約して示すということで、第1条の改正規定をまとめております。あわせて、新たな研究領域「校務の効率化に関する実証的研究」を加えております。これが第2条の第4号を追加する改正規定というふうな形になっております。一部改正の理由ですが、先ほどと重複するところがあるかと思いますが、令和6年度に西海市教育委員会指定として教育DXの研究指定校を設置したいと考えております。教育DXの研究指定校は、研究主題に基づいた学習指導に関する理論的研究とともに、校務の効率化に関する実証的研究を進めていくこととなります。そこで、要綱の中に校務の効率化に関する実証的研究という文言を追加することで、研究の内容と要綱の内容をですね、整合性を取る事ができるようにしたいというふうに考えているところです。

施行期日につきましては、本年4月1日から施行するという事で予定をしております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第33号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員どうぞ。

○北島委員

質問というよりも、お願いですけれども、こういった研究を受けてですね、様々な、現場、学校で、アプローチをしていくという非常に大事だと思いますし、特に「公務の効率化」というところという、今後さらに進めないといけないと思っておるのですが、ただ一方ですね、こういった指定を受けると、現場の先生方への負担というのも一定上がってくる場所もあると思います。特に今、学校教師の働き方改革ということも言われている中で、その教育委員会としてはですね、しっかり先生方のご負担であったりとか、その現場の声であったりとか、そういったところを聞きながら、先生方も、学校全体で協力し合って、こういった事業に取り組めるようなですね、素地をつくりながら、導入していくというところも大切だと思いますので、ご指導のほうをお願いできればなと思っています。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。研究に関してですね、確かに指定をするということは、1校に関しては負担をかけることになるかもしれませんが、今回は「公務の負担軽減」ということを研究のテーマとしておりますので、前向きに校長先生をはじめ、各先生方に捉えていただき、先進的な取組となるように私ども指導、支援をしていきたいなというふうに思っております。

○北島委員

特に1校に偏ることのないようにですね、その辺のところのご配慮もお願いできればと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。

○教育長

その他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第18「議案第33号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第34号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第19「議案第34号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第34号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」です。提案理由ですが、学校教育課の事務分掌の見直し及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定に伴い、当該訓令について所要の改正をしようとするものです。なお、議案第26号で事務局組織規則の一部を改正しておりますので、それに伴うものというふうな形で理解をしていただければというふうに思います。

2ページが実際の訓令案になります。

4ページ5ページ、新旧対照表をご覧なっただきたいと思います。別表第2の学校教育課の表の中で、17「学校給食調理場の整備及び維持管理に関すること」これが新たな事務として追加されております。それに伴う、「調理場の整備に関すること」については教育長の決裁、学校給食調理場の維持管理に関することについては、内容によりそれぞれの決裁者というふうな形で規定をしております。あわせて社会教育課については、10「公民館施設のうち、社会教育目的で使用する学校施設の教室等を含む使用の許可」というふうな形で新たに規定をいたします。併せて、30のところで「学校体育施設の使用許可に関すること」を新たに改正し、通知先としては、校長または崎戸総合支所ということで、事務の補助執行を崎戸総合支所のほうに行っていただきます。そのような整理をさせていただいているところです。

附則です。この訓令につきましては、本年4月1日から施行する予定にしております。ただし、社会別表に社会教育課の表の改正規定につきましては、条例規則に合わせまして、本年5月1日から施行する予定にしております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第34号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第15「議案第34号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の定例教育委員会：4月26日(金)午前9時30分から
西海市教育委員会 3階大会議室

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前11時35分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員 _____

教育委員 _____

職 員 _____